

札幌市立学校体罰事故調査委員会設置要綱

平成16年4月14日	教育委員会教育長決定
平成19年4月1日	一部改正
平成19年5月30日	一部改正
平成26年4月1日	一部改正
令和元年5月27日	一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市教育委員会所管の市立学校で発生した体罰事故に関する調査の透明性及び公平性を担保するとともに、本市学校教育に対する信頼性の維持向上を目的として設置する札幌市立学校体罰事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）第1条に掲げる学校をいう。
- (2) 校長 体罰事故が発生した市立学校の校長又は園長をいう。

(委員の選任)

第3条 教育長は、別表に掲げるところにより、委員を委嘱する。（委嘱状は、様式1のとおり。）

- 2 委員は、委嘱日の7日前までに教育長に承諾書（様式2）及び誓約書（様式3）を提出する。
- 3 委員が欠けた場合、教育長は、第1項の規定に準じて、補欠委員を委嘱する。
- 4 委員に事故があった場合及び適切な調査に必要と認められる場合、教育長は、第1項の規定に準じて、臨時委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 臨時委員の任期は、委嘱日から委嘱に係る体罰事故の調査が終了するまでとする。

(調査委員会の設置)

第5条 校長は、体罰事故の疑いのある事実を認識したときは、事実の把握に努め、事故関係者への対応にあたりるとともに、調査委員会を設置し、事実関係の調査を依頼する。

- 2 前項の調査委員会の委員長には、各校長会又は園長会の推薦により選任された委員をもって充てる。
- 3 調査委員会を設置した場合、校長は、2日以内に教育長に設置報告書(様式4)を提出する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

(調査委員会の役割)

第7条 調査委員会は、体罰事故に係る調査方法等について協議のうえ、事故関係者への事情聴取等を行うことにより、事実関係の調査にあたる。

- 2 調査委員会は、前項に規定する調査の結果について、校長へ調査報告書(様式5)を提出する。

(専門的知識の活用)

第8条 教育長は、調査委員会が行う調査に専門的知識が必要であると判断した場合、学識経験者、弁護士、医師その他専門的知識を有する者を調査委員会の調査に加えることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、事故関係者のプライバシーに関する事等、調査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退任した後も、また同様とする。

(謝礼)

第10条 調査委員会の会議への出席及び事情聴取への参加に対する委員の謝礼は、日額2,000円とする。

(庶務)

第11条 調査委員会の庶務は、体罰事故が発生した市立学校において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教職員担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(別表)

札幌市立学校体罰事故調査委員会 委員選任方法

校種	委員の選任方法及び人数
小学校	区ごとに、それぞれ 札幌市小学校長会が推薦する者 1名 札幌市PTA協議会（以下「市P協」という。） が推薦する者 1名 札幌市小学校長会及び市P協が協議のうえ推薦 する者 若干名
中学校	区ごとに、それぞれ 札幌市中学校長会が推薦する者 1名 市P協が推薦する者 1名 札幌市中学校長会及び市P協が協議のうえ推薦 する者 若干名
高等学校 養護学校 幼稚園	札幌市立高等学校校長会及び札幌市立幼稚園長 会が協議のうえ推薦する者 1名 市P協が推薦する者 1名 札幌市立高等学校校長会、札幌市立幼稚園長会 及び市P協が協議のうえ推薦する者 若干名